

届出・手続き



転入・転居・転出・世帯変更ほか

問 ▶ 市民窓口課（第一庁舎2階） ☎ 026-224-7949 ✉ shimado@city.nagano.lg.jp

引っ越しに伴う住所の異動

問 ▶ 市民窓口課住民記録担当（第一庁舎2階） ☎ 026-224-7949

届出書をご提出いただく際にお持ちいただくものがありますので、下枠内をご覧ください。また、全ての届出で本人確認をさせていただきます。本人確認のできる書類をお持ちください。

種類	届け出期間	上記以外でお持ちいただくもの	ご注意ください
転入届 (市外→市内)	住み始めた日から 14日以内※	<input type="checkbox"/> 転出証明書（前住所地で発行されたもの。ただし、前住所地でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードでの特例転出をされた人は不要） <input type="checkbox"/> 負担区分等証明書（県外から転入された人で後期高齢者医療制度に加入の人） ※外国籍の人は、在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証明書）のいずれかと、世帯主との続柄がわかる書類をお持ちください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外からの転入には以下のものがが必要です。 □ パスポート □ 本籍地が市外の場合は戸籍謄本または抄本と戸籍の附票の写し ● 外国籍の人が国外から転入したときは、転入手続きと同時に在留カードへ住所の記載が必要です。 ● マイナンバーカードの変更手続きが必要です。
転居届 (市内→市内)	住み始めた日から 14日以内	<input type="checkbox"/> 長野市福祉医療費給付金受給資格者証（福祉医療を受けている人） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（交付を受けている人）	<ul style="list-style-type: none"> ● アパート・マンションなどで部屋が変わったときも届けてください。 ● 署名用電子証明書の交付を受けている人は失効します。 ● マイナンバーカードの変更手続きが必要です。
転出届 (市内→市外)	転出する日まで	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（加入者） <input type="checkbox"/> 印鑑手帳（印鑑登録をしている人） <input type="checkbox"/> 長野市福祉医療費給付金受給資格者証（福祉医療を受けている人） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（交付を受けている人） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（交付を受けている人）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に届け出ることができます。 ● 国外へ転出するときも、この届けをしてください。 ● 新住所地では、長野市発行の転出証明書をお持ちになり、住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。 ● マイナンバーカード・住民基本台帳カードは継続利用できます。 ● 署名用電子証明書の交付を受けている人は失効します。
世帯変更届 (世帯主変更、合併、分離など)	本人確認書類と印鑑をお持ちください。		

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転入については転入日から14日以内かつ、転出予定日から30日以内に手続きをしてください。

※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの人で転入された人は届出後90日以内に券面記載事項変更届を行わないとカードが失効します。

※国内の転入、転居の手続きで在留カードなどへの住所の記載が後日になる場合は、住居地を定めた日から14日以内に住所情報の書き換えを行うようにしてください。

※本人もしくは旧住所で同世帯員（世帯変更届は現世帯員）以外の人が手続きされる場合は委任状が必要です。

※引っ越しシーズン（3～5月）は窓口が大変混み合います。そのため証明発行まで時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※児童手当・福祉医療費・障害者手帳など、福祉の手続きが必要な場合の持ち物は担当課へご確認ください。

全ての届け出に共通してお持ちいただくもの

- 本人確認書類（詳しくは下記コラム参照）
- 印鑑
- 引っ越しされた人全員のマイナンバーカード（マイナンバーカードは暗証番号の入力が必要となります。）
- 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ。暗証番号の入力が必要となります。）
- 引っ越しされた人の在留カード（外国籍の人のみ）

コラム 本人確認に必要な書類

▶ 1点だけで本人確認が可能なもの（いずれも有効期限内のもの）

官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書などで本人の写真が貼付されたもの
 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（通知カードは不可）、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、電気工事士免状、無線従事者免許証など

▶ 2点以上の組み合わせが必要なもの（いずれも有効期限内のもの）

㊦の書類2点以上または㊦の書類1点と㊧の書類1点以上

㊦写真のない住民基本台帳カード、健康保険証、介護保険証、公的年金・恩給証書、国民年金手帳など

㊧学生証、法人が発行した身分証明書、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、通院券、官公署発行の通知など（本人が自署した会員証およびメンバーズカードなどは除きます）

届出・手続き

マイナンバーカード（個人番号カード）

平成27年10月以降、マイナンバー制度におけるマイナンバー（個人番号）をお知らせするための「通知カード」を原則として住民票に記載された住所に郵送しました。

マイナンバー制度では、この「通知カード」のほかに、希望により発行する「マイナンバーカード」があります。

「マイナンバーカード」は、プラスチック製のICチップ付きのカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されます。

マイナンバーカードは、通知カードとともに送付された交付申請書にご本人の顔写真を貼り郵送する方法のほかに、スマートフォンやパソコンからも申請することができます。

なお、交付申請書に記載された氏名・住所などに変更がある場合は、市役所第一庁舎2階総合窓口、各支所などで新しい申請書の交付を受けてください。

マイナンバーカードの交付申請後、市から交付通知書を郵送します。交付通知書が届きましたら、受取りの場所・日時をご予約の上、交付通知書、通知カード、本人確認書類などを窓口にお持ちいただき、暗証番号を入力していただくことで、マイナンバーカードを受け取ることができます。詳しくは、交付通知書でご確認ください。



コラム 「マイナンバーカード」でこんなに便利に！

▶マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

▶本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

※通知カードは、身分証明書としては使えません。

▶コンビニでの各種証明書の取得に

コンビニで住民票の写しと印鑑登録証明書等を取得できるようになりました（自治体によって導入時期などが異なります）。

▶各種行政手続のオンライン申請等に

平成29年から開始した「マイナポータル（※）」へのログインや電子申告など、さまざまな行政手続のオンライン申請等に利用することができます。

※マイナンバーに関係する行政機関の間での自分の個人情報のやりとりなどが、自宅のパソコンから確認できます。

戸籍届出

問 ▶ 市民窓口課戸籍記録担当（第一庁舎2階） ☎ 026-224-7938

種類	届け出期間	届け出人	届け出地 (いずれかの市区町村)	お持ちいただくもの	ご注意ください
出生届	生まれた日を含めて 14日以内	父または母	届け出人の所在地(住所地) 本籍地 子の出生地	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳	●名前に使用できる文字が決まっています。 ※出生届と併せて児童手当の手続きをされる場合は64ページの「児童手当制度」をご覧ください（ただし、祝休日、夜間および日曜開庁に届け出する場合、児童手当の手続きはできません）。
死亡届	死亡したことを知った日から7日以内	親族など	届け出人の所在地(住所地) 死亡者の本籍地 死亡地	<input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書 <input type="checkbox"/> 印鑑	●死亡届の届け出前に、事前に43ページの斎場利用の予約をしてください。
婚姻届		夫となる人 (満18歳以上) および妻となる人 (満16歳以上) ※令和4年4月1日から満18歳以上	届け出人の所在地(住所地) 本籍地	<input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通ずつ (本籍地以外に届け出する場合)	●未成年の人が婚姻する場合は、父母の同意書が必要となります。 ※令和4年4月1日からは不要 ●祝休日、夜間および日曜開庁に届け出される人は、平日に事前審査を受けてください。
離婚届		夫および妻	届け出人の所在地(住所地) 本籍地	<input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通 (本籍地以外に届け出する場合)	●婚姻中の氏を引き続き名のりたいた人は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。夫婦間に未成年の子がいるときは親権者を決めてください。
転籍届		筆頭者および配偶者	届け出人の所在地(住所地) 現在の本籍地 新しい本籍地	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通（現在の本籍地以外の市区町村に転籍する場合）	●筆頭者、配偶者以外の方が本籍を異動したい場合は、分籍届となります。

※婚姻、離婚、養子縁組・離縁などの創設的届出には届け出人以外の成人2人の証人が必要となります。届け出の際には本人確認をさせていただきます。本人確認ができる書類をお持ちでない場合でも届け出はできますが、その場合には届け出人本人あてに通知をお送りします（本人確認に必要な書類は41ページのコラムをご覧ください）。また、裁判所の調停などによって確定した身分関係を報告する届け出（裁判離婚、裁判離縁届など）の場合には、届け出期間など上記要件とは異なってきますのでご注意ください。詳細については、市民窓口課戸籍記録担当までお問い合わせください。

斎場（火葬場）・霊きゅう車利用案内

問▶市民窓口課総務担当（第一庁舎2階）
☎026-224-6428

斎場（火葬場）・霊きゅう車を利用するとき

■斎場（火葬場）・霊きゅう車の利用申し込み先

斎場	利用申し込み先（指定管理者）	
大峰斎場 松代斎場	026-278-6600 (受付は松代斎場)	五輪・宮本工業所・ グリーン美装グループ
	午前8時30分～午後5時	
犀峽斎場	026-262-2213 (受付は(有)アクアテック)	特定非営利活動法人 ふるさと
	午前8時30分～午後5時	

※松代斎場で葬祭用品の販売も行っています。

■大峰斎場・松代斎場の利用料金

区分	単位	利用料金（円）		
		市民	市民以外の人	
遺体	12歳以上	1体	15,000	45,000
	12歳未満	1体	8,000	27,000
妊娠4か月以上の死産児	1体	5,000	15,000	
霊安室（冷蔵庫）12時間	1体	500	1,500	

■犀峽斎場の利用料金

区分	単位	利用料金（円）		
		市民	市民以外の人	
遺体	12歳以上	1体	8,000	30,000
	12歳未満	1体	5,000	18,000
妊娠4か月以上の死産児	1体	3,000	10,000	

■霊きゅう車の利用料金

区分	利用料金（円）		備考
	市民	市民以外の人	
市内運行	7,000	14,000	市内のみを運行する場合
市外運行	12,000	19,000	本市に隣接する市町村まで運行する場合

※「市民」は死亡者（死産児にあっては死産児の父もしくは母）が死亡時に本市の住民基本台帳に登録されている場合

印鑑登録申請

問▶市民窓口課証明担当（第一庁舎2階）
☎026-224-7238

印鑑登録申請をするとき

■本人が申請する場合

●お持ちいただくもの

- 登録したい印鑑
- 官公署発行の顔写真が付いた本人確認ができる証明書（自動車運転免許証、旅券、マイナンバーカードなどの有効期限内のもの）

※上記の証明書をお持ちでない場合は、その場で印鑑登録手帳を交付することはできません。照会書を郵送でお送りしますので、届き次第、登録する印鑑・照会書・本人確認ができる証明書（健康保険証、年金手帳、各種年金証書、官公署が発行する書類で、氏名・生年月日・住所などの記載があるもの）をお持ちになり、申請した窓口へお越しください。その際に印鑑登録手帳を交付できます。

■代理人が申請する場合

●お持ちいただくもの

- 代理人選任届（委任状）
- 登録したい印鑑
- 代理人の本人確認書類

※その場で印鑑登録手帳を交付することはできません。照会書を本人あてに郵送でお送りしますので、照会書が届き次第、登録する印鑑・照会書・申請者本人および代理人の本人確認に必要な書類（41ページコラムをご覧ください）をお持ちになり、申請した窓口へお越しください。その際に印鑑登録手帳を交付できます。

登録できる人

長野市の住民基本台帳に登録してある人

※15歳未満の人および意思能力を有しない人はできません。

登録できない印鑑

- 同一世帯内で類似印があると認められるもの。
- 住民基本台帳に記録されている氏名・氏（旧氏）・名・通称名の文字で表していないもの。
- 印影の大きさが1辺8ミリメートルの正方形より小さいもの・1辺25ミリメートルの正方形より大きいもの。
- 職業など氏名以外の事項を表しているもの。
- 竜紋・唐草模様など氏名以外の模様を付したものの。
- ゴム印、そのほか印形の変形しやすいもの。
- 印影を鮮明に表しにくいもの、ふちがないもの、ふちが欠けているもの。
- 文字の部分を彫ったもの（逆さ彫り）。

印鑑登録申請手数料

- 1件 300円

印鑑登録手帳を紛失したときなど

こんなとき	お持ちいただくもの
印鑑登録手帳を紛失した	いずれも「印鑑登録申請をするとき」と同じ手続きです。お持ちいただくものも同様です。
登録印鑑を紛失した	
改印したい	
印鑑登録をやめたい	印鑑登録手帳および本人確認に必要な書類（41ページのコラムをご覧ください）

各種証明書

問 ▶ 市民窓口課証明担当（第一庁舎2階） ☎ 026-224-7238

各種証明

証明書の種類	手数料	請求方法	
住民票の写し	1通300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人、同一世帯員以外の方が請求する場合は委任状が必要です。 ●第三者請求の場合 契約書などの使い道を裏付ける資料をお持ちください。使い道によっては交付できない場合もあります。 ●転出者の除票は本人のみ、死亡者の除票は利害関係人のみ請求できます。 ●他市町村の住民票（本籍地および筆頭者氏名の記載はできません。）（※平日のみ）本人または同一世帯の人の住民票で、請求者の本人確認が住民票の住所が記載された官公署発行の写真付きの資格証などの書類で確認できる場合に限り、請求できます。 ●代理人が窓口へお越しになる場合 請求者の委任状をお持ちください。 ●原則として、本人または配偶者、直系の親族の人しか請求できません。 ●本籍のある市区町村へ請求してください。 ●本籍と筆頭者氏名を確認して、お越しくください。 ●法改正により戸籍および戸籍の附票が複数にわたる場合があり、その分の手数料も必要になることがありますので、ご注意ください。 ●請求する人の資格や使用目的などの明示が必要な場合もあります。 	
住民票記載事項証明書	1通300円		
戸籍謄本・抄本（戸籍全部・個人事項証明）	1通450円		
除籍謄本・抄本（除籍全部・個人事項証明）	1通750円		
改製原戸籍謄本・抄本	1通750円		
戸籍記載事項証明	1通350円		
戸籍の附票の写し	1通300円		
戸籍届書受理証明書	1通350円		<ul style="list-style-type: none"> ●届け書を受理した市区町村へ請求してください。 ●届け書の届出年月日を確認して、お越しくください。 ●届け出人以外の方が請求する場合は届け出人の委任状が必要です。
身分証明書	1通300円		<ul style="list-style-type: none"> ●本籍のある市区町村へ請求してください。
独身証明書	1通300円		<ul style="list-style-type: none"> ●本人以外の方が請求する場合は本人の委任状（承諾書）が必要です。
印鑑登録証明書	1通300円	<p>事前に印鑑登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人が窓口へお越しになる場合 印鑑手帳をお持ちください。 ●代理人が窓口へお越しになる場合 本人の正確な住所、氏名、生年月日を確認し、本人の印鑑手帳をお持ちください。 	

※各種証明書の交付請求には本人確認書類の提示が必要になります。

コンビニ交付サービスについて

取得できる証明書	手数料	利用方法
住民票の写し	1通250円	<ul style="list-style-type: none"> ●15歳以上で、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人であればご利用できます。 ●全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）のメインメニューから「行政サービス」を選択後、カード置き場にマイナンバーカードを置き、画面の案内に従って操作してください。その際、登録されている利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。
戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書）	1通400円	
戸籍の附票の写し	1通250円	
市民税・県民税課税内容証明書（最新年度のもの）	1通250円	
印鑑登録証明書	1通250円	

■サービスが利用できる店舗

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート など

■利用できる時間帯

午前6時30分～午後11時（年末年始およびシステムメンテナンス日を除く）

税金（市税）

- 問▶市民税課（第一庁舎3階） ☎026-224-8507 ✉shiminzei@city.nagano.lg.jp
 問▶資産税課（第一庁舎3階） ☎026-224-5018 ✉sisanzei@city.nagano.lg.jp
 問▶収納課（第一庁舎3階） ☎026-224-5019 ✉syunou@city.nagano.lg.jp

市税の種類

■個人市民税・県民税

- 問▶市民税課（第一庁舎3階） ☎026-224-8507

●納税義務者

- その年の1月1日に長野市に住所があり、前年に所得があった人
- その年の1月1日に長野市に住所はないが、市内に事務所、事業所、または家屋敷がある人

●税率など

- 均等割
市民税：3,500円
県民税：2,000円
(県民税のうち500円は、平成20年4月1日施行の長野県森林づくり県民税分です。)
- 所得割
(所得金額－所得控除額)×10%(市民税6%、県民税4%)
－税額控除額等＝所得割額

■軽自動車税

- 問▶市民税課（第一庁舎3階） ☎026-224-5017

●納税義務者

- 毎年4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している人
- #### ●税率（年税額）
- 原動機付自転車など

種類		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
軽二輪（250cc以下）（二輪の被けん引車を含む）		3,600円
雪上車		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円



● 軽四輪車など（三輪以上の軽自動車）

種類		初度検査年月が 平成27年3月31日まで	初度検査年月が 平成27年4月1日以降	初度検査年月から 13年経過（経年重課）
四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪 貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

※グリーン化特例により、税率を軽減する場合があります。

納税に困ったら収納課へご相談ください

- 納付書を紛失してしまった。
- 振替口座を変更したい、解約してしまった。
- 災害または盗難にあったとき、本人や生計を同一にする家族が病気や負傷をしたとき、事業を廃止または休止したときなどで、市税をどうしても納期限内に納付できない場合など。

固定資産税

問 ▶ 資産税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5018

● 納税義務者

- 毎年1月1日現在で、長野市内に土地、家屋、償却資産を所有している人
- ※ 償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産の状況について、1月31日までに資産所在地の市町村長への申告が必要になります。

● 税率など

- 課税標準額の1.4%
- ※ 同一人が市内に所有する各固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には各固定資産税は課税されません（免税点）。
土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円

都市計画税

問 ▶ 資産税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5018

● 納税義務者

- 毎年1月1日現在で、長野市の市街化区域内に土地、家屋を所有している人

● 税率など

- 課税標準額の0.3%
- ※ 固定資産税が免税点未満のものは課税されません。

税関係の証明など

種類	窓口	必要なもの	手数料
市民税・県民税課税内容証明書	● 市民税課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人が確認できる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	1通300円
固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）	● 資産税課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人が確認できる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印	1筆（棟）300円 （2筆（棟）目から50円増）
固定資産課税証明書			1筆（棟）300円
資産証明書			1通300円
地方税法第422条の3通知書			無料
固定資産課税台帳（土地・家屋・償却資産名寄帳）の閲覧（写しの交付）	● 資産税課 ● 各支所 ● 柵連絡所	-	1枚300円
土地図面の閲覧（写しの交付）			
納税証明書	● 収納課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人確認ができる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印	1通300円 （税額入証明書は1年度1税目につき300円）
軽自動車税（継続検査用）納税証明書			無料

※ 納税証明書について、市税納付後10日程度（コンビニおよびスマートフォンなどで納付された場合は2週間程度）の内に証明が必要な場合は、納付が確認できる領収書または口座振替後に記帳した通帳等をご提示ください。

※ 軽自動車税（継続検査用）納税証明書について、4月2日以後に軽自動車を取得した場合、その年度は車検証の提示が必要となる場合があります。

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

市税などの区分	納期限											
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月(28日)	1月末	2月末	3月末
市・県民税 (普通徴収)			前納 1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		前納 1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険料			前納 6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
後期高齢者 医療保険料				前納1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料			前納 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※年度により変更する場合があります。なお、月末が祝休日の場合は翌営業日となります。

※国民健康保険料については、国民健康保険課（第一庁舎2階、☎026-224-7260）へ、後期高齢者医療保険料については、高齢者活躍支援課（第二庁舎1階、☎026-224-8767）へ、介護保険料については、介護保険課（第二庁舎1階、☎026-224-7931）へ、それぞれお問い合わせください。

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払い方法

口座振替による納税のお勧め

市税などの納付には便利で確実な口座振替のご利用をお勧めします。指定された預貯金口座から自動的に税（料）金が引き落とされ安心です。一度手続きをすると翌年度以降も継続され、振替手数料は無料です。

●振替可能な税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（償却資産含む）軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（普通徴収）


●申込手続

【長野市ホームページから申込みを行う方法】

※後期高齢者医療保険料は除きます。

※対象金融機関は一部に限ります。

※指定する口座が個人名義の口座に限ります。

PC、スマートフォンで長野市ホームページトップページにある特設サイトのバナーから「長野市口座振替WEB申込サービス」の画面に入り申込み（新規・変更）を行うか、

 右記のコードを読み込んで上記画面に入り申し込んでください。

※以下のものをご用意ください。

納税（付）通知書など

指定口座のキャッシュカード暗証番号

指定口座の最新残高のわかる預貯金通帳

【金融機関および市担当課・各支所で申込む方法】

口座振替依頼書（自動払込利用申込書）に必要事項を記入し、指定した口座の銀行届出印を押印のうえ、各窓口へ提出してください。依頼書は各窓口にあります。

※以下のものをご用意ください。

納税（付）通知書など

指定した口座の金融機関届出印

指定した口座の預貯金通帳

※取扱い金融機関

右記の「その他納付方法」に掲載の金融機関・商工組合中央金庫長野支店

その他納付方法

●銀行

八十二銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北陸銀行、長野銀行、三菱UFJ信託銀行 以上全国の本店および支店

●金庫・組合

長野信用金庫、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用組合、長野県労働金庫 以上の本店および支店

●農業協同組合

ながの農業協同組合、グリーン長野農業協同組合 以上の本所、支所および支店

●ゆうちょ銀行・郵便局

●市役所（担当課および各支所）

市税：収納課

国民健康保険料：国民健康保険課

後期高齢者医療保険料：高齢者活躍支援課

介護保険料：介護保険課

●コンビニエンスストア・スマートフォン決済

納付書裏面に記載されているコンビニエンスストアおよびスマートフォン決済（PayPay、LINE Pay）

※ただし、バーコードが印刷されている納付書で納期限までに納めるときに限ります。

※納付額は1回30万円までです。

●ペイジー

ペイジー対応ATMやインターネットによる納付

※金融機関のインターネットバンキング・モバイルバンキングの契約が必要です。



届け出・手続き

国民健康保険

問▶国民健康保険課（第一庁舎2階） ☎026-224-5025/7225 ✉kokuho@city.nagano.lg.jp

加入・脱退などの手続き

国民健康保険課または各支所で、資格に変更があった場合は、原則、14日以内に手続きを行ってください。

状況		お持ちいただくもの
加入	<ul style="list-style-type: none"> ●退職などで職場の健康保険をやめたとき ●健康保険の扶養家族から外れたとき ●任意継続の健康保険の資格が満了するとき 	<input type="checkbox"/> 健康保険離脱証明書（職場の健康保険などの資格がいつからなくなったか職場に証明していただくもので、離職票ではお受けできません。） <input type="checkbox"/> 任意継続の健康保険証または資格喪失証明書（有効期限、資格喪失予定日が記載されているもの） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの（世帯主および加入する人） <input type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの（※） <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証（退職理由が解雇などの場合は、保険料が軽減されることがあります。） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳、通帳の届け出印（口座振替依頼書で申し込み希望の場合）
脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●職場の健康保険に入ったとき ●職場の健康保険の扶養家族になったとき 	<input type="checkbox"/> 職場の健康保険の保険証（コピー可）（やめる人家族全員分の保険証） <input type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの（世帯主およびやめる人） <input type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの（※）
再交付	<ul style="list-style-type: none"> ●保険証をなくしたとき 	<input type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの（※） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの（世帯主および再発行する人）
	<ul style="list-style-type: none"> ●市外の学校へ住民票の異動を伴って修学するとき 	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書（原本）または学生証（コピー可） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できるもの（世帯主および該当者） <input type="checkbox"/> 窓口へ来られる人の運転免許証などの本人確認できるもの（※）

※本人確認できるものとは、運転免許証など官公庁が発行した顔写真付きのもの、または保険料納付額通知書、預貯金通帳など2つ以上のもの。

国民健康保険料の納付

保険料は住民票の世帯単位で計算しますので、納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険（国保）に加入していない場合でも世帯員に国保加入者がいる場合は、国民健康保険料の納付義務者は世帯主になります。

1年分（4月から翌年3月まで）を、6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。納期限は各月の末日（祝休日の場合は翌営業日）です。6月中旬に保険料額の通知書とともに、口座振替以外の人に全期前納用納付書（納期限は6月末日）と6月期から3月期分の納付書をお送りします。6月以降に加入手続きされた人には、手続きした翌月に納付書をお送りします。

なお、国保加入者が65歳から75歳未満の人のみの世帯は、一定の要件に該当しますと、年金受給額から保険料が差し引かれます。

口座振替をご利用ください

納め忘れのない口座振替が便利です。預貯金通帳・届け出印・納額通知書または保険証をお持ちになり、市役所または金融機関の窓口へお申し込みください。新しく加入された世帯へは、保険証を郵送する際に口座振替依頼書を同封しますので、郵送でもお申し込みいただけます。またインターネット（web）からのお申し込みも可能です。長野市ホームページからアクセスしてください。

リンク

届け出・手続き「市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限」

P47

お医者さんにかかるときは

問 ▶ 74歳までの人：国民健康保険課（第一庁舎2階）

☎ 026-224-7225

問 ▶ 75歳以上の人：高齢者活躍支援課（第二庁舎1階）

☎ 026-224-8767

国民健康保険被保険者証を提示して診療を受ける場合、自己負担は3割（義務教育就学前の子2割、70歳以上75歳未満の人は2割または3割）です。ただし、入院時の食事代は定額負担です。

なお、70歳以上75歳未満の人は、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を提示してください。

75歳以上の人は、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。後期高齢者医療制度について、詳しくは高齢者活躍支援課までお問い合わせください。

リンク

高齢者福祉・介護
「後期高齢者医療制度」

P75

福祉医療制度

子ども（0歳～中学3年生）、障害者（児）、母子・父子家庭の母子・父子に、医療機関など（薬局を含む）で支払った保険診療の自己負担分を支給します。

リンク

障害者福祉「福祉医療制度」

P83

国民健康保険で受けられる給付

高額療養費

1か月間（暦月）の医療費が高額になり、保険対象医療の自己負担額が基準額を超えた場合、その超えた額が支給されます。申請の期間は2年間です。基準額など、詳しいことは、国民健康保険課までお問い合わせください。

高額医療・高額介護合算療養費

1年間に支払った医療と介護保険の自己負担額の合計額が、一定の限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。限度額など、詳しいことは、国民健康保険課までお問い合わせください。

療養費

次のような場合、いったん全額自己負担になりますが、後で国民健康保険（国保）から保険対象医療費が支給されます。申請の期間は費用を支払った日の翌日から2年間です。給付を受けるためには、**保険証・預金通帳・マイナンバーカード**のほか、下表の書類が必要です。

状況	必要なもの
医師の指示で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた	<input type="checkbox"/> 施術明細書 <input type="checkbox"/> 医師の同意書 <input type="checkbox"/> 領収書
骨折やねんざなどで、柔道整復師の施術を受け、保険証が使えない	<input type="checkbox"/> 施術明細書 <input type="checkbox"/> 領収書
輸血のための生血代や、医師が治療上必要と認めたコルセット・ギプスなどの補装具代がかかった ※生活に必要な、車いす・眼鏡（9歳未満の小児弱視などの治療用眼鏡を除く）・補聴器・人工肛門ペロッチなどは対象外です。 ※歩行者、松葉づえなどは、原則として医療機関から貸与されます。 ※靴型装具の申請には、現物写真の添付が必要です。	<input type="checkbox"/> 医師の意見書など <input type="checkbox"/> 領収書
急病で国保を取り扱わない病院で診療を受けたり、国保の保険証を忘れたため、いったん医療費全額を現金で支払った	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書 <input type="checkbox"/> 領収書

海外渡航中の病気やけがの治療について

海外渡航中にやむを得ず病気やケガなどで海外の医療機関などで治療を受けたとき、海外で受けた治療が日本国内で認められた保険診療の範囲内である場合、一部医療費の払い戻しを受けられる場合があります。支給の制度や渡航前に準備していただく書類など、詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。



届け出・手続き

■ 出産育児一時金

被保険者が出産したときは、40万4,000円を支給します（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は1万6,000円加算）。妊娠12週（85日）以上の場合には死産・流産の場合でも支給が受けられます。申請の期間は、出産した日の翌日から2年間です。

出産時に国民健康保険の加入者であっても、ほかの社会保険から出産育児一時金の支給を受けることを選択する場合（社会保険の被保険者として1年以上加入していた場合で、退職後6か月以内の出産）は国民健康保険から出産育児一時金を支給できません。

直接支払制度を利用する人は、医療機関にて手続きをしてください。

直接支払制度を利用しない人、直接支払制度を利用した人で出産費用が出産育児一時金を下回ったことによる差額がある人、国外の医療機関などで出産された人などは支給申請が必要です。詳しいことは、国民健康保険課までお問い合わせください。

■ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った人に対して5万円を支給します。申請の期間は、葬祭を執行した日の翌日から2年間です。

● 必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 預金通帳（原則として葬祭執行者名義のもの）

■ 移送費

医師の指示により緊急に移送されたとき、申請により最も経済的な経路・方法での実費が支給されます。ただし、保険者が必要と認めた場合に限りです。

■ 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。長野市国民健康保険に加入する今年度30歳から39歳までの人を対象に「30歳代の国保健診」、「保健指導」、今年度40歳以上の人を対象に「長野市国保特定健診」、「特定保健指導」を実施します。85ページをご覧ください。

■ 人間ドックなど受診料の一部補助

今年度35歳以上の長野市国民健康保険の加入者が、指定医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する場合、年度中1回に限り1万5,000円を補助します。必ず、受診前に補助の申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者については、75ページをご覧ください。

※人間ドックなどの補助と特定健診は同じ年度内に重複して受けることはできません。

■ 入院時食事療養費の標準負担額

入院時の食事代の自己負担額（標準負担額）は、1食460円です。

住民税非課税世帯の方は、申請により発行される「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、下表のように食事代が減額されます。

90日までの入院	減額後1食	210円
91日目以降の入院で長期該当認定を受けた方	減額後1食	160円
所得が一定基準に満たない70歳以上の75歳未満の方	減額後1食	100円

※「長期該当認定」を受けるには、別途申請が必要です。

■ 国保の給付が受けられないもの

次のような場合は、国民健康保険被保険者証を使っての治療は受けられませんので、ご注意ください。

- 歯列矯正（病的なものを除く）
- 正常妊娠、正常分娩
- 健康診断、人間ドック
- 予防接種
- 日常生活に支障のない程度のそばかす、あざ、しみなど
- 美容整形
- 仕事中的けが（労働災害）
- 犯罪を犯したときの病気やけが、けんか、泥酔での病気やけが

国民年金

問▶ 国民年金室（第一庁舎2階） ☎ 026-224-5026 ✉ nenkin@city.nagano.lg.jp

国民年金に加入する人

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全て加入します。

	加入者	加入届け出先	その他
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生、無職などの20歳以上60歳未満の人	国民年金室または各支所担当窓口	国民年金保険料は自分で納めます（納付が困難な場合は保険料免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度があります）。
第2号被保険者	厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員など	勤務先	国民年金保険料は厚生年金・共済組合の保険料と一緒に給料から天引きされます。
第3号被保険者	厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先	国民年金保険料は自分で納める必要はありません（配偶者が加入している年金制度が負担します）。

こんなとき、こんな届け出を

手続きをするときは事前に届け出先にご確認ください。

こんなとき	どうする	届け出先
20歳になったとき (厚生年金保険・共済組合加入者を除く)	● 国民年金への加入手続き	● 第1号被保険者→原則、加入の手続きは不要。20歳の誕生日前後に日本年金機構からお知らせが届きます。 ● 第3号被保険者→配偶者の勤務先
厚生年金・共済年金をやめたとき (扶養している配偶者がいるときはあわせて)		
配偶者の扶養から外れたとき (離婚したときや収入が増えたとき)	● 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続き	国民年金室または各支所担当窓口
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	● 第3号被保険者への種別変更の手続き	配偶者の勤務先
厚生年金・共済年金に加入したとき	市への手続きは不要（勤務先が手続きを行います）	
海外に居住する場合 (厚生年金保険・共済組合加入者を除く)	● 国民年金喪失の手続き ● 任意加入の手続き	国民年金室または各支所担当窓口
保険料を納めることが困難なとき	● 免除・猶予などの申請	国民年金室または各支所担当窓口
国民年金第1号被保険者が出産（妊娠）したとき	● 産前産後期間の保険料免除の申請	国民年金室または各支所担当窓口
年金手帳をなくしたとき	● 再交付の申請	● 第1号被保険者→国民年金室または各支所担当窓口 ● 第2号被保険者→勤務先 ● 第3号被保険者→配偶者の勤務先または年金事務所



届け出・手続き

受けられる年金

■主な給付の裁定請求

請求しないと支給になりません。

支給される年金		対象者	請求先
老齢基礎年金	10年以上の受給資格期間がある場合	第1号被保険者期間のみの人	国民年金室または各支所担当窓口
		過去に第3号被保険者期間がある人	年金事務所
障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前の病気やけがで障害になった場合	第1号被保険者期間に初診日（※）がある人	国民年金室
		20歳前に初診日（※）がある人	
		第3号被保険者期間に初診日（※）がある人	年金事務所
遺族基礎年金	亡くなった人に生計を維持されていた18歳に到達する年度末までの子（20歳未満の障害のある子）がいる夫または妻、またはその子	第1号被保険者期間に亡くなった場合	国民年金室または各支所担当窓口
		第3号被保険者期間に亡くなった場合	年金事務所

※「初診日」とは「病気やけがで初めて医師の診療を受けた日」のことです。
 ※第1号被保険者の独自の給付として寡婦年金・死亡一時金などの制度があります。

保険料の納め方

問 ▶ 長野南年金事務所（大字中御所岡田町）

☎ 026-227-1284 **MAP P116 A-4**

問 ▶ 長野北年金事務所（吉田三丁目）

☎ 026-244-4100 **MAP P123 D-2**

日本年金機構から郵送される納付書で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。納め忘れのない口座振替が便利です。前納（2年分・1年分・半年分）や早割（当月末日振替）を利用すると割り引きが適用になります。

また、クレジットカードやインターネットなどを利用して国民年金の保険料を納めることができます。詳しくは、長野南年金事務所へお問い合わせください。

納付書の発行や納付状況などについても長野南年金事務所へお問い合わせください。

『ねんきんダイヤル』の利用

問 ▶ ☎ 0570-05-1165

一般的な年金に関するお問い合わせ、年金相談のご予約は「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

通話料金は一般固定電話の場合、市内電話料金で利用できます。

050で始まる電話からは「☎03-6700-1165」へ。

●受付時間

●月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

※月曜日（祝休日明けの初日）は午後7時まで

●第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝休日、12月29日～1月3日はご利用できません。